

近畿圏整備部会設置要綱

平成 17 年 12 月 16 日  
国 土 審 議 会 決 定

(設置)

- 1 国土審議会令(平成 12 年政令第 298 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、国土審議会(以下「審議会」という。)に近畿圏整備部会(以下「部会」という。)を置く。

(任務)

- 2 部会は、近畿圏整備法(昭和 38 年法律第 129 号)、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和 39 年法律第 145 号)及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和 42 年法律第 103 号)の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項その他近畿圏の整備に関する重要事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

(専門委員会)

- 3 部会に、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための専門委員会を置くことができる。
- 4 専門委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 専門委員会に、委員長を置き、当該専門委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 委員長は、専門委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

- 8 部会の庶務は、国土交通省国土計画局大都市圏計画課において処理する。

(雑則)

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要綱は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成 17 年政令第 375 号)の施行の日から施行する。